

地発 0930 第 8 号
基発 0930 第 4 号
職発 0930 第 3 号
平成 23 年 9 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省組織規則の一部改正に伴う都道府県労働局の組織体制の改編について

今般、別添 1 及び別添 2 のとおり、「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 121 号）」が平成 23 年 9 月 30 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されるので通知する。

これにより、都道府県労働局の組織体制は、下記のとおり改編されることとなる。

貴職におかれては、施行後における業務体制の確保及び円滑かつ適正な業務運営に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 労働保険適用徴収業務に係る担当課室を複数設置している 7 労働局（北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫及び福岡局）について、一体的かつ効率的な業務運営が図られるよう、当該課室を廃止、統合し、同一の管理者が関連業務を統括管理する組織体制とする。
- 2 求職者支援制度の施策を円滑かつ効果的に実施するため、全ての都道府県労働局の職業安定部に、求職者支援課又は求職者支援室を設置する。

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

改正後	(職業安定部の所掌事務) 第七百六十二条 職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十 (略) 十一、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四條第二項に規定する認定職業訓練に関すること。 2 (略) (総務部に置く課等) 第七百六十四条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 會計課 (東京労働局及び大阪労働局に限る。) 企画室 労働保険徴収課 (北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。) 労働保険適用・事務組合課 (愛知労働局及び大阪労働局に限る。)
現行	(職業安定部の所掌事務) 第七百六十二条 職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十 (略) 2 (略) (総務部に置く課等) 第七百六十四条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 會計課 (東京労働局及び大阪労働局に限る。) 企画室 労働保険徴収課 (北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。) 労働保険適用課 (愛知労働局及び大阪労働局に限る。) 労働保険事務組合室 (愛知労働局及び大阪労働局に限る。) 労働保険適用室 (北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。) 労働保険徴収室 (北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。)

局を除く。）

2 (略)

(労働保険徴収課の所掌事務)

第七百六十八条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収課（愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用・事務組合課）の所掌事務の実施状況の監察に関すること。

2 愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課は、前項の規定にかかわらず、同項第四号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）、第五号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

(削除)

3 前二項に定めるもののほか、愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用・事務組合課の所掌事務に関する調整に関する事務をつかさどる。

(労働保険適用・事務組合課の所掌事務)

第七百六十九条 労働保険適用・事務組合課は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事務、同項第四号及び第五号に掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務をつかさどる。

局を除く。）

2 (略)

(労働保険徴収課の所掌事務)

第七百六十八条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収課（愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課、労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用室）の所掌事務の実施状況の監察に関すること。

2 愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課は、前項の規定にかかわらず、同項第四号（労働保険事務組合室の所掌に属するものを除く。）、第五号（労働保険事務組合室の所掌に属するものを除く。）及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局の総務部の労働保険徴収課は、第一項の規定にかかわらず、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

4 前三項に定めるもののほか、愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課、労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用室の所掌事務に関する調整に関する事務をつかさどる。

(労働保険適用課の所掌事務)

第七百六十九条 労働保険適用課は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事務で労働保険事務組合室の所掌に属しないものをつかさどる。

第七百七十条 削除

第七百七十一条 削除

(労働保険徴収部に置く課)

第七百七十三条 労働保険徴収部に、次の二課を置く。

徴収課

適用・事務組合課

(徴収課の所掌事務)

第七百七十四条 徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること(適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。)

三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること(適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

(労働保険事務組合室の所掌事務)

第七百七十条 労働保険事務組合室は、第七百六十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事務で委託事業主(労働保険事務組合に徴収法第三十三条第一項の労働保険事務の処理を委託する事業主をいう。以下同じ。)に係るもの、同項第三号から第五号までに掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務をつかさどる。

(労働保険適用室の所掌事務)

第七百七十一条 労働保険適用室は、第七百六十八条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(労働保険徴収部に置く課)

第七百七十三条 労働保険徴収部に、次の三課を置く。

徴収課

適用課

事務組合課

(徴収課の所掌事務)

第七百七十四条 徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること(適用課及び事務組合課の所掌に属するものを除く。)

三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること(事務組合課の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

(適用・事務組合課の所掌事務)

第七百七十五条 適用・事務組合課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

五 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

六 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

第七百七十六条 削除

(適用課の所掌事務)

第七百七十五条 適用課は、次に掲げる事務(事務組合課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 三 (略)

(事務組合課の所掌事務)

第七百七十六条 事務組合課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

二 委託事業主に係る労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

三 委託事業主に係る労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の額の決定に関すること。

四 労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

六 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

(職業安定部に置く課等)

第七百八十五条 職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

職業安定課

雇用保険課 (東京労働局及び大阪労働局に限る。)

職業対策課

需給調整事業課 (神奈川県労働局、静岡県労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。)

求職者支援課 (東京労働局及び大阪労働局に限る。)

求職者支援室 (東京労働局及び大阪労働局を除く。)

(求職者支援課の所掌事務)

第七百八十八条の三 求職者支援課は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する事務及び同法第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事務をつかさどる。

(求職者支援室の所掌事務)

第七百八十八条の四 求職者支援室は、前条に規定する事務をつかさどる。

(需給調整事業部に置く課)

第七百八十八条の五 (略)

(需給調整事業第一課の所掌事務)

第七百八十八条の六 (略)

(需給調整事業第二課の所掌事務)

(職業安定部に置く課)

第七百八十五条 職業安定部に、次に掲げる課を置く。

職業安定課

雇用保険課 (東京労働局及び大阪労働局に限る。)

職業対策課

需給調整事業課 (神奈川県労働局、静岡県労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。)

(需給調整事業部に置く課)

第七百八十八条の三 (略)

(需給調整事業第一課の所掌事務)

第七百八十八条の四 (略)

(需給調整事業第二課の所掌事務)

第七百八十八条の七
(略)

第七百八十八条の五
(略)

○厚生労働省令第百二十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項及び第二十一条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百四十九条第二項及び第五百三十二条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

十一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

「労働保険適用課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

第七百六十四条第一項中 労働保険事務組合室（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

労働保険適用室（北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に

を「労働保険適用・事務組合課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）」に改める。
限る。）」

第七百六十八条第一項第七号中「労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用室」を「及び労働保険適用・事務組合課」に改め、同条第二項中「労働保険事務組合室」を「労働保険適用・事務組合課」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局の総務部の労働保険徴収課にあつては、労働保険徴収課及び労働保険適用室」を「及び労働保険適用・事務組合課」に改め、同項を同条第三項とする。

第七百六十九条の見出し中「労働保険適用課」を「労働保険適用・事務組合課」に改め、同条中「労働保険適用課」を「労働保険適用・事務組合課」に、「で労働保険事務組合室の所掌に属しないもの」を「同項第四号及び第五号に掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務」に改める。

第七百七十条及び第七百七十一条を次のように改める。

第七百七十条及び第七百七十一条 削除

「適用課

第七百七十三条中「三課」を「二課」に、

事務組合課」

を「適用・事務組合課」に改める。

第七百七十四条第二号中「適用課及び事務組合課」を「適用・事務組合課」に改め、同条第三号中「事務組合課」を「適用・事務組合課」に改める。

第七百七十五条の見出し中「適用課」を「適用・事務組合課」に改め、同条中「適用課」を「適用・事務組合課」に改め、「（事務組合課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の三号を加える。

四 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

五 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

六 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

第七百七十六条を次のように改める。

第七百七十六条 削除

第七百八十五条の見出しを「（職業安定部に置く課等）」に改め、同条中「掲げる課」を「掲げる課及び室」に改め、「需給調整事業課（神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）」を「需給調整事業課（神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）」を「求職者支援課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）」

求職者支援室（東京労働局及び大阪労働局を除く。）

労働局及び福岡労働局に限る。）

に改める。

「

第七百八十八条の五を第七百八十八条の七とし、第七百八十八条の四を第七百八十八条の六とし、第七百八十八条の三を第七百八十八条の五とし、第七百八十八条の二の次に次の二条を加える。

（求職者支援課の所掌事務）

第七百八十八条の三 求職者支援課は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する事務及び同法第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事務をつかさどる。

(求職者支援室の所掌事務)

第七百八十八条の四 求職者支援室は、前条に規定する事務をつかさどる。

附 則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。